

特殊車①機械・部品コーナー規程（USS 東北会場）

第 1 条（参加規程）

機械・部品コーナーのオークションについては本規則で特別な定めをしたものを除き原則として USS オークション規則に準ずるものとする。ただし、出品条件等については別途規則をもって定めるものとする。

第 2 条（出品の条件）

1. 出品については下記の基準に適合したものでなければならない。ただし、USS が出品を認めたものについてはこの限りではない。
 - ① 車台ナンバー、シリアルナンバー等の打刻およびその位置が明確なもの、またはメーカーの製造番号が明確なもの
 - ② USS 構内のフォークリフトで積み下ろしが可能なもの、不可能なものについては出品店・落札店の責任のもとに積み下ろしが可能、またはパレットや台車等を出品店が付与して出品することによりそれに準ずるもの
 - ③ 使用できるもの（大きく破損、故障したものは出品不可とする）
 - ④ その他 USS オートオークション出品・落札規程に定める条件を充足するもの
2. 前項の条件を満たしている場合であっても、USS が会場保全等の理由から出品を拒むことができるものとし、その際発生する搬送費用等について USS は一切負担しない。

第 3 条（搬入・搬出）

1. 搬入は USS が別途定める時間までとする。
2. 落札後の搬出は、すべて落札代金等の入金確認後とする。
3. 落札店が所定の期限内に落札した車両等を搬出しなかった場合、落札店は別途定める搬出遅延車両処理費を USS に支払うものとする。

第 4 条（譲渡書類）

出品店は USS が指定した証明書を USS に提出するものとする。提出期限等の取り扱いについては USS 書類規程に準ずるものとする。

第 5 条（代金決済）

USS オートオークション規則に定めるとおり、落札店は落札車両代金等をオークション開催日を含む 7 日以内に USS に支払うものとする。

出品店に対する代金の支払いは、落札店から USS へ落札代金等の支払いが完了した翌営業日に行うものとする。

第6条（検査規定）

車両検査については原則として行わない。また、評価点は無しとする。

第7条（クレーム規定）

1. クレームの処理については原則としてUSSクレーム規程に準ずる。ただし代金減額請求ができるものは主要箇所およびセールスポイント等の記載箇所のみとし、内外装の損傷（色違い等含む）および付属部品や車載工具等の不足については認めないものとする。
2. 下記の項目については、重大クレームより除外するものとする。
 - ①災害
 - ②修復歴
 - ③スポット溶接部品の交換
 - ④車歴の相違
3. 前項いずれの場合でも、代金減額請求または契約の解除が相当であるとUSSが認めた場合にはこの限りではない。

第8条（免責）

会場へ搬入された車両等について、搬出までの間に天候等USSの責に帰すことのできない事由によって生じた故障、その他損害等について、USSは一切責任を負わないものとする。

USS 東北会場事務局

2019年4月